

東金市入札約款

平成 3年11月 1日制 定

平成23年 4月 1日最終改正

(目的)

第1条 東金市の発注に係る建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借入並びに役務の提供の競争入札を紙による入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び東金市財務規則（平成5年東金市規則第1号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書（別記第1号様式）は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した日時、場所において入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（別記第2号様式）を持参させ入札前に提出しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、入札辞退届（別記第4号様式）を入札執行者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札開始日時までに入札書又は入札執行の完了に至るまでに辞退届の提

出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札談合に関する情報があった場合において、その情報の信憑性が高いと判断したものの、その談合等の事実が確認されないときは、入札参加者から抽選によってその半数を選出し、入札を執行することができる。

3 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめることとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 同一人がした2以上の入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(6) 明らかに連合であると認められる入札

(7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 入札書の記名押印を欠く入札

(9) 入札書の金額を訂正した入札

(10) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札金額内訳書の提出がない又は入札金額内訳書に重大な不備のある者のした入札

(11) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格に105分の100を乗じた額を超える入札

(12) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、提出期限までに入札参加資格を確認する資料を提出しなかった落札候補者のした入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

(保留)

第7条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留するものとする。

(1) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、落札候補者の入札参加資格の確認審査を実施するとき

(2) 入札執行者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第8条 建設工事又は製造の請負の契約に係る入札においては、入札参加資格がある旨の確認を

受けた者又は指名を受けた者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項で定める契約以外の入札においては、入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 事後審査方式による一般競争入札の場合においては、前項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。
- 3 前2項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者で最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札を行わないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東金市条例第8号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約。次項において同じ。）を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第12条 落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

- (1) 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」
- (2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」
- (4) 契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外 納入通知書兼領収書」
- (5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

(契約保証金に対する利息)

第13条 契約保証金を納付した者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

(入札が不調等の場合の調査)

第14条 入札が不調又は中止等の場合において、東金市が入札参加者に対して入札辞退の理由及び見積り等に関する調査を行う場合がある。入札参加者は、当該調査に協力しなければならない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、函面、仕様書、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この約款は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成10年11月18日から施行する。

附 則

この約款は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。